

2026年4月30日発行

「2026年版 訪問看護関連報酬・請求ガイド（初版・第1刷・第2刷）」の追補

標記ガイドをご購入いただきましてありがとうございます。お手数をおかけして申し訳ございませんが下記のとおり追加・修正させていただきますので、ご確認の上、ご活用のほどよろしくお願いいたします。

<1 刷について>

P. 29

9) 特別管理加算の「算定要件」の以下記載について、削除をお願い致します。

在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態は、末期ではないが注射による化学療法等を受けている状態。

→削除

P42 3) 訪問看護基本療養費（Ⅱ）の「訪問看護基本療養費（Ⅰ）、訪問看護基本療養費（Ⅱ）に関する留意点」の以下記載について、削除をお願い致します。

利用者 1 人に対して、訪問看護基本療養費（Ⅰ）の算定と訪問看護基本療養費（Ⅱ）、精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅲ）及び包括型訪問看護療養費の合計算定日数により「月 20 日目まで」と「月 21 日目以降」の区分に従い、算定する日を合わせて、利用者 1 人につき、週 3 日を限度とする。（別表第 7、8、特別訪問看護指示期間を除く）

→削除

P75 1) 訪問看護ターミナルケア療養費についての「算定の要件」の 3 行目以降の以下記載について、修正をお願い致します。

誤:なお、特別養護老人ホーム等(指定特定施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護老人福祉施設)では悪性腫瘍等末期の患者、又は精神科訪問看護基本療養費を算定する場合が対象者である。



正:なお、ここでいう訪問看護ターミナルケア療養費 2 の特別養護老人ホーム等は次ページ参照。施設におけるターミナルケア療養費の算定については給付調整(p121)参照。

P75 1) 訪問看護ターミナルケア療養費についての「算定の要件」の 3 ポツ目の以下記載について、修正をお願い致します。

誤:○特別養護老人ホーム等(指定特定施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所含む)で死亡した利用者で「看取り介護加算等」を算定した場合は訪問看護ターミナルケア療養費 2 を算定する(ターミナルケアを行った後に 24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡したものを含む)。



正:○特別養護老人ホーム等(指定特定施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、**指定介護老人福祉施設含む**)で死亡した利用者で「看取り介護加算等」を算定した場合は訪問看護ターミナルケア療養費 2 を算定する(ターミナルケアを行った後に 24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡したものを含む)。

P76 1) 訪問看護ターミナルケア療養費についての「【参考】特別養護老人ホーム等とは」の以下表の記載について、修正をお願い致します。

(誤)

【参考】特別養護老人ホーム等とは:

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設(生活介護を行う施設に限る)、療養介護事業所、救護施設、乳児院、児童心理治療施設
(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について(保医発 0325 第 3 号 R4, 3, 25))



(正)

【参考】特別養護老人ホーム等とは:

指定特定施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護老人福祉施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)

P126 「3. 介護保険の訪問看護費の算定構造」について、「又 介護職員等処遇改善加算」の記載（灰色2重線の囲み部分）を追加くださるようお願いいたします。

介護保険の訪問看護費の算定構造の詳細はこちら

●全体版3ページ目: https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2026/0225091300108/20260225_001.pdf

●訪問看護部分のみ抜粋: https://files.jvnf.or.jp/files/user/shuppan/seikyū_guide/R8/houmonkango_bassui_santeikozo.pdf

基本部分	注	注	注	注	注		注	注
	進修講師の場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	匿名訪問加算(Ⅰ)	匿名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の書の場合

略

リ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
		(1回につき +6単位)
	(2)ハを算定する場合	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
		(1回につき +3単位)

又 介護職員等処遇改善加算	注 所定単位は、イからリまでに
(1月につき +所定単位×18/1000)	より算定した単位数の合計

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「サービスが事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

<1 刷、2 刷共通>

P42 3) 訪問看護基本療養費(Ⅱ)の「訪問看護基本療養費(Ⅰ)、訪問看護基本療養費(Ⅱ)に関する留意点」の以下記載について、追加をお願い致します。

Ⅱ(ハを除く)については、訪問看護を受けようとする同一建物居住者に対して、同一日に行った訪問看護について、同一建物居住者の人数並びに訪問看護基本療養費(Ⅱ)(ハを除く)、精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)及び包括型訪問看護療養費の合計算定日数により「月 20 日目まで」と「月 21 日目以降」の区分に従い算定する。

P54 4) 複数名精神科訪問看護加算の「算定の要件」の以下記載について、修正をお願い致します。

誤:精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)を算定する場合は、当該加算**又は**、複数名訪問看護加算(~~同時に指定訪問看護を実施する職種区分と 1 日あたりの回数の区分が同じ場合に限る~~)を同日に算定する人数に応じて算定し、同日 3 人以上の場合は報酬が引き下げとなる。



正:精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)を算定する場合は、当該加算、複数名訪問看護加算、**又は、包括型訪問看護療養費**を同日に算定する人数に応じて算定し、同日 3 人以上の場合は報酬が引き下げとなる。